

令和3年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	欠席
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名：9番委員 河本 アツミ

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第3号 合意解約等について

第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第20号 非農地証明について

第6 議案第21号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第7 議案第22号 西之表市の農業施策等に関する意見書（案）について

○事務局

おはようございます。

まず開会の前に、四月に人事異動がありまして事務局の構成が変わりましたので紹介いたします。まず、私が園田局長にかわりまして事務局長を拝命いたしました中野です。農林水産課長をしておりました。よろしく申し上げます。

それから、あと渉に代わりまして吉元でございます。教育委員会からの異動でございます。よろしく願いいたします。

本日は、9番委員から欠席の届出が出ております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから、令和3年4月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会にあたりまして会長に御挨拶をいただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○会長

おはようございます。

令和3年4月、西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員の皆様には出席をいただき誠にありがとうございます。また、本日は推進委員の皆さんにおかれましても数か月ぶりということで、出席をいただきました。ありがとうございます。

さて、新年度を迎えまして新型コロナウイルスのワクチン接種が始まっておりますが、感染力の強い変異株の感染者の拡大が増え、蔓延防止等重点措置から再び緊急事態宣言の出ているところもあるような状況です。

そんな中、聖火リレーも始まり、西之表では4月28日、あさってですか、八坂神社から始めるようでございます。また、さつまいもにおきましては、基腐病の農薬の登録が、3月10日に登録が認証されました。

農林水産課では、使用方法について、皆さんのところに回ってきたと思っておりますけれども、校区ごとに説明会を行っています。3年度産のサツマイモへの感染が抑制されることを祈念するところです。

また、キビの実績が速報で出ておりまして、西之表が妥当の5トン430キロ、ちなみに、中種子が6トン170キロ、南種子におきましては5トン160キロということになっているようです。

また、先ほど局長のほうから、紹介がありましたけれども、事務局長そして渉さんのかわりに吉元さんが、入っております。後ほど、自己紹介もしていただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

この4月の人事で、先ほど紹介があったとおり、農林水産課から中野賢二局長、また教育委員会社会教育課から吉元伸一主査が転入しております。

新しい事務局体制のもと、皆様の支援をいただきながら、農業委員一丸となって農地利用の最適化に邁進し、多様な担い手の活躍ができる体制づくりや、地域農業の発展に努めていきたいと思っておりますので、引き続き、よろしく願いをいたします。

また、現在、各作物の植付け、管理、作業等始まっております。皆様には健康管理に十分注意をいただきまして、頑張ってくださいと思います。

○議長

それでは、議事に入っていきます。議事運営がスムーズにいきますように皆様の御協力よろしくをお願いいたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

10番、牛越委員、11番、岩本委員を指名いたします。

○議長

続いて日程第2、報告第3号、合意解約について、事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

皆さんおはようございます。この4月に教育委員会から異動になりました、私、吉元伸一と申します。3年間鉄砲館におりまして、初めての本庁勤務となりますので、至らないところも多かろうとはございますけれども、皆さんよろしく願いいたします。

では早速、日程第2、報告第3号合意解約について説明させていただきます。資料は1ページになります。

今月の合意解約は、1番から3番の3件で台帳現況地目畑が5筆、田5筆、合計9、145平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

それではただ今より議案審議に入ります。

日程第3、議案第18号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局、議案説明をお願いいたします。

○事務局

日程第3、議案第18号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は2ページから3ページです。

今月は賃借権設定1件1筆、所有権移転4件10筆、合計5件の11筆の申請がありました。

1番です。榕城の城地区です。台帳現況地目畑の2筆、合計面積1,298平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。安納の峯地区になります。台帳現況地目畑の4筆、合計面積6,944平米になります。所有権移転するものです。

3番です。安納峯地区です。台帳現況地目畑の3筆で合計4,512平米を遺贈により、所有権移転するものです。

4番です。下西の下石寺地区です。台帳現況地目、畑の1筆で合計面積1,254平米を経営拡大で売買により、10アール当り5万円で、所有権移転するものです。

5番です。国上の久保田地区になります。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,446平米に賃借権を設定するものです。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。
続いて担当委員のほうから随時報告をお願いいたします。

○5番委員

5番です。整理番号1について説明いたします。4月23日に合同現地調査がありまして、その終了後に、隣接地だったものですから、私と推進委員の野崎さんと案内人の古田さんで、現地を確認しております。

現地は、法人Aの倉庫の上に位置する土地で、1枚の中に3筆あり、そのうちの2筆がこの土地になります。

譲渡人は、土地持ち非農家の方でして、譲受人は、有限会社法人ですね。経営拡大ということでもあります。何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

○1番委員

1番です。整理番号2番3番につきまして、報告をしたいと思います。4月19日と25日に、調査を行いました。

申請が来た時にはちょっと頭をひねってですね、確認をしたんですけど、19日に申請人の譲渡人の代理人の方に電話をして、「相続じゃないんですか？」と聞いたんですけど、この譲受人が、法定相続人じゃないということで、今回、3条申請ということになったそうです。

譲受人に関しては高齢ということで、「本当にこの1町歩近い農地をほんとに新たに作るんですか？」と何回も念押ししたんですけど、生前からいろいろ世話してきたおばさんということで、何とかこう、管理作業、キビでも植えて受託作業しながらでも、農地をつくりたいということでございました。

19日、電話で譲渡人の代理者に聞き取りを行いまして、同日、譲受人の自宅に伺って、そういう話をしたところでした。

25日に、推進員、譲受人立会いのもと現地を確認したところでした。

農地といたしましては、峯地区にある、畑かん完了済みの畑でありまして、先ほども言いましたように、受託作業でキビをつくりたいということを確認しております。

双方確認、現地確認の結果、申請どおり間違いはないということでございます。
以上です。

○2番委員

2番です。整理番号4番について報告いたします。

4月23日午後1時より、譲受人と、推進員とともに、現地調査を行っております。

譲受人は、下西下石寺地区在住のキビを中心に作付けしている農家です。

現地は譲受人の自宅の横の圃場であり、自宅の防風林として、その圃場の土手の一部を購入する予定だったのですが、譲渡人のほうは、土地持ち非農家であり、島外に在住しておるため、圃場を全部、購入してほしいということでした。で、今回の申請になったそうです。

圃場は、購入する前までは荒れ地で、譲受人がもう既に整地して一部バナナ等を植えており、土地自体がやせていたので、堆肥を撒いて耕耘してありました。今

後、キビか、でん粉いもを作付けする予定とのことでした。

経営技術、機械一式とそろっており、何ら申し分がありません。譲渡人には、電話にて確認しております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○3番委員

3番です。整理番号5番について報告いたします。4月24日に借り人立会いのもと、推進員と、現地調査を行いました。

借り人は、大規模なハーベスター等でキビを主に作付けする、そして、安納いもでん粉芋を作付する、この地域での中心的な認定農家です。

農業機械についても一式そろっており、経営技術についても、申し分ありません。現地には既にサトウキビを作付けされていました。なお、貸し人には直接お会いして確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ただ今、担当委員から説明がありました。

この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

○8番委員

8番です。すいません。整理番号1番についてでございますけれども、譲受人が有限会社Aということで、母体はB建設ですね。移動の理由に経営拡大と書いてありますけれども、伊関の浜脇にもハウスを借りてつくってるんですけども、B建設自体がもう農業はもうやめると撤退をするという話を聞いて農機具も全て処分したと、そしてハウスについても処分をしているという話を伺っておるんですけども、この経営拡大、という点ではどのような感じだったんですか。

○5番委員

5番です。自分は質問はしてみたんですが、全部売ってるわけではなくて機械類も残ってる部分でやれるということでした。

○8番委員

そしたら、拡大っていうよりも維持みたいな感じですか？やっぱ拡大をしてくんですか？

○5番委員

拡大って言ったらちょっと・・・そうですね、語弊があるかもしれませんがね。基腐病これが一番の原因だと思います。

○議長

このことについて、事務局のほうは何かありますか。

○事務局

Aさんの耕作面積自体が、今、8反っていうことで、経営の条件があるんですけども、そこからは、面積をふやして拡大することなんだろうけども、もともと、8反ではなくて、まだ多い畑で、やってたと思うんですけども、この8反からの状況について、面積をちょっと、多くしたいということで、そこで経営というか全体の形としては、本来は、縮小になるんでしょうけども、この耕作面積については拡大するというので、「経営拡大」で表記をさせてもらってます。

○議長

だそうです。よろしいですか。
ほかに。

○12番委員

12番です。この整理番号2と3は、中身一緒だけど2と3に分けてるのは、どういう意味ですか？一緒でいいのではないですか？

○事務局

これについては、譲渡人が1人の名義の部分と、それから共有の持分で、ちょっと申請を分けないといけない関係で、2つに分けさせてもらってます。

○議長

よろしいですか。

○事務局

整理番号2については譲渡人の1人の名義で、3番については共有名義ということで、挙げさせてもらってます。

○議長

だそうです。よろしいですか。

○13番委員

13番です。すいません。2点ほどお願いします。

まず、この2番と3番についてなんですが、現況はどうなってるんでしょうかということと、それからその以前の耕作者というか、いきなりこのCさんが、1町歩つくるということなんですが、他の耕作状況は、Cさんどうなんでしょうか。

○1番委員

1番です。まず、農地の受贈ですね、また、経営がですね、いろんな裁判もしたそうです。

やっとその裁判が終わって、譲受人に移るようになったということで、その前は他の人は安納いもをつくってました。

どうするんだということで、今話合いをしてるんですけど、前の耕作者ももう準備をしてるだろうから、1回作ってもらってそのあと、キビでも植えようかというところですよ。

安納いもを植えてから、収穫してからの3条申請でもいいんじゃないかという考えもあったんですけど、この裁判が農地だけじゃなくてですね、宅地とかいろいろあるんだそうです。ですから家族もですね、費用、経費的にも一緒に変えたほうがいいということになったところです。よろしくお願いします。

○議長

よろしいですか。

○5番委員

すいません。5番ですけど、本人名義と共有とあって、本人名義の遺贈は納得できるんですけど、共有のも個人が遺言で遺贈できるもんなんじゃないですか？

○1番委員

できるからこういう申請になつとるんだと思うんですよ。

○議長

結局、これは法的なもので、できるということです。
ほかに。
ないようですので、質疑を終了して採決をしたいと思います。
ただいま質問がいろいろありました。それを皆さん頭に入れて、採決をお願いいたします。
許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。
全会一致ですので、本案は許可することに決定いたしました。
続きまして日程第4、議案第19号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第19号、「農地法5条の規定による許可について」を説明いたします。
4ページになります。今月は3件3筆の申請がございました。
1番です。下西壆泊にありますDが、地目が畑のところを、保護者、職員用の駐車場として、転用するための申請です。
2番です。下石寺の清掃センター前でEが現在造成をしている場所になります。地目が畑のところを法面として、植林するための転用申請になります。
3番です。2番と隣接している畑で同じく法面として植林したいという申請になります。
以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。
ただいま事務局のほうから説明がありました。これについては23日に合同の現地調査が行われているようでございます。委員の皆様お疲れさまでした。委員長
の報告をお願いいたします。

○7番委員

7番です。報告をいたします。
4月28日午前中、8番委員並びに担当委員、推進委員、事務局2名、それに申請立会い人1名の計7名で、現地調査を実施いたしました。
現地は、下西、壆泊地内にありまして、Dの道路を挟んだ北側及び市営住宅E入り口、道路に挟まれた土地でした。
周囲には、住宅も建ち、人通りも多いところがございます。農地としては、表土も薄く、場所によっては、岩、石が見えるような、そういう環境のようでございます。周囲には耕作放棄地に近い農地もありまして、周囲への影響はないと判断をいたしまして、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。
写真の右側のほうが保育園になります。道路挟んで右側にあります。それで奥のほうに、市営住宅に行く道路があり、その隣に住宅が建っているというような状況です。

借り人が立ち会ったわけですけど、貸借の契約期間を、3年間、また、3年越しに更新をしたいという考えで、万が一、更新出来ない場合には、畑に復旧をしないといけませんので、今、写真に見えているとおりに手前のほうが、ハエを10センチ程度入れているようでございます。そこはちゃんと表土を戻して、また、畑にするということで、3年契約でことを進めていくということでございました。

以上です。

○事務局

それでここについては昨年もう既に駐車場に一部使っていたということで、顛末書をつけて申請をしてもらっているところであります。

○議長

2番3番は？

はい。続けてお願いします。

○7番委員

次に、2番3番について現場が同一箇所でございますので、説明をいたします。担当委員、推進員、事務局は同一人物で立会いをいたしました。並びに申請立会人1名、案内人の代理人が1名の計8名で現地調査を実施しております。

当地は下西、下石寺地内の清掃センター近くの土地でございます。先月の定例会の議題で承認した議題の追加事案と、いうことでございますので、周囲への影響はないと判断し、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。担当委員のほうから何か、追加の補足、報告等ありましたらお願いをいたします。

○2番委員

2番です。担当委員として報告します。1番ですが、昨年の圃場現況調査のときに、既にもうハエが敷いており、駐車場として一部、使っておりましたので、そのとき、借り人に報告して、これは申請が必要だと指導しましたので今回の申請となっております。2番、3番につきましては、先月の定例会の追加事項なので、特に何の問題もありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員のほうから報告がありました。

この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

○6番委員

6番です。1番のことについて、皆さんお気づきと思いますけど、契約の種類の中の1年に30万円っていう金額について、私どももちょっと高いんじゃないかということをおし上げたんですけども、近場にそういう駐車場がないということで、貸し人とも協議をして、30万円ということでもう契約をしてるということですので、そこら辺を御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。これは転用になりますので、ほかのところにその価格が影響を及ぼすということにはならないということです。

○2番委員

2番です。先ほどの質問ですが、今まで無線団地がありまして、そこを駐車場として借りていたんですけど、その金額がこれぐらいだったそうで、結局、金額はそのままになっているそうです。以上です。

○議長

わかりました。ほかに。

無いようですので、質疑を終了し、議案第19号の許可についての採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第5、議案第20号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい、非農地証明について説明をいたします。

資料は5ページになります。

今月は4件5筆の申請がありました。

まず、最初に訂正がございます。1番と2番、備考のところ、昭和20年ごろから、2番は、平成13年ごろからと記述しておりますけれども、両方とも平成17年ごろからの間違いでございました。大変申し訳ございません。

それでは、1番になります。榕城、城地区の2筆になります。台帳地目は畑ですが、平成17年ごろから耕作せず、現在2筆とも山林となっております。交付基準1(ウ)に基づいた申請です。

2番です。榕城、城地区で1番に隣接している部分であり台帳地目は畑ですが、こちらも平成17年ごろから耕作せず、現在山林となっております。交付基準1(ウ)に基づいた申請です。

3番です。安納峯地区です。台帳地目は畑ですが、平成13年ごろから耕作せず、現在、藪・沼となっております。交付基準1(ウ)に基づいた申請となります。

4番です。安城番屋にあります。台帳地目は畑ですが、昭和40年ごろから耕作せず、現在山林となっております。こちらも写真を撮ってまいりましたので、また説明のときに順次、前に写したいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、23日に合同の現地調査が行われております。

調査委員長報告をよろしくお願ひします。

○7番委員

7番です。整理番号1番2番について、現場が隣接して同一現場でございますので、1番2番をまとめて説明したいと思ひます。4月23日午前に、8番委員、担当推進委員、事務局2名、案内代理人の計7名で現地調査を実施いたしました。

当地は、城集落地内のB建設資材置場に隣接する土地で、3筆隣同士の土地でございます。

現場は、ニガダケが密集し、通作道路もない状況で、農地にするにはとても困難と思われ、また、周囲への影響はないと判断をいたしまして、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。前の竹山の中に3筆くっついてあります。

次に、整理番号3番でございます。1番2番と同様に、関係者で現地調査を行ひまして、案内代理人が1名、来ておりました。

これは先ほど出ました栗田さんでございます。

当地は安納校区のFの東側の農道沿ひにあります。

長年耕作をされていないため山林化をいたしまして、下流の排水も悪いため、ため池状態になっておりました。

農地に復元するにはとても困難と思われまして、周囲の影響はないと判断いたしましたので、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。

続いて、整理番号4番でございます。関係者と関係者6名で、現地調査を実施いたしました。

案内人は、本人さんが来る予定でございましたけど、車の都合がつかないということで、電話で、事務局のほうで確認をとっております。

当地は、安城校区平園地域の西側にありまして、長年耕作をされていないため、雑木が繁茂し、山林化している状況でありました。

農地に復元するにはとても困難と思われ、また周辺に影響ないと判断をいたしまして、申請のとおり許可相当と確認をいたしました。以上です。

写真は向こうの見える奥の山です。手前じゃなくて奥の山です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま調査委員長の報告がありました。

担当委員のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○5番委員

5番です。調査委員長の言うとおりの間違いありません。

○1番委員

1番です。3番につきましても、調査委員長の言うとおりの間違いありません。

○10番委員

10番です。報告の通り間違いありません。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから説明がありました。

この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

○議長

ないようですので、これから議案第20号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致ですので本案は承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第6、議案第21号、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

議案説明の前に、利用権設定整理番号4番において14番委員が利用権設定を受けるものになっており、農業委員会法第31条、「議事参与の制限」の規定によって、14番委員が議事に参与できません。

従いまして、議事の進行上、議案第21号のうち、利用権設定整理番号4番を先に審議し、そのあと、利用権設定、整理番号4番以外を審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長

それではまず、日程第6、議案第21号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の説明をお願いいたします。

○事務局

「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を御説明いたします。まず初めに利用権の設定を説明いたします。

6ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日の5年間、地目畑面積9,853平米、その他648平米、合計面積10,501平米。利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。

2段目になります。期間が令和3年5月1日から令和13年4月30日の10年間、地目田、974平米、畑3,735平米、合計4,709平米。利用権の設定をする者3人、受ける者3人となっております。

内訳については7ページを、詳細については9ページから16ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転を説明いたします。

17ページをお開きください。

令和3年5月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積は1,651平米。合計面積1,651平米。所有権を移転する者1人、受ける者1人となっております。

内訳については18ページを詳細については19ページから22ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用設定となります。

各総括表、その後に内訳詳細の順となっておりますので、多少ページを前後す

ることを御了承いただきたいと思ひます。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明いたします。23ページをお開きください。

1 段目です。

期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日の5年間、地目は畑、面積は9,343平米。合計面積9,343平米。利用権の設定をする者2人、受ける者1人となっております。

2 段目についてです。期間が令和3年5月1日から令和13年の4月30日、の10年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ3,886平米及び5,821平米、合計面積9,707平米となっております。利用権の設定をする者は3人、受ける者1人となっております。この所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権についての内訳については25ページを、詳細については27から30ページをごらんください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。こちらは24ページになります。

1 段目です。期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日の5年間、地目畑、9,343平米、合計面積9,343平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人となっております。

2 段目になります。期間が令和3年5月1日から令和13年の4月30日の10年間です。面積が3,886平米及び5,821平米合計9,707平米。利用権の設定をする者1人、受ける者3人となっております。

内訳については26ページをその詳細については32から36ページをごらんください。

以上で説明を終わります。委員の皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。それではここで、農業委員会法第31条の議事参与の制限ということで、14番委員の退室をお願いいたします。

(14番委員議場退室)

○議長

それでは、利用権の設定、整理番号4について、担当委員の報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。整理番号4について報告いたします。

借り人とは、4月21日夜、電話で聞き取り調査を行いました。貸し人立会いで、4月22日、8時半、現地調査を行いました。

借り人はお茶をつくっている古田校区在住の認定農家です。

5名のグループの代表借り人で、苗木も一緒に畑を借り、お茶のみで油をつくるそうです。油は食料とか、食料化粧品に使うみたいです。

貸し人も高齢となり、茶の仕事も大変なので、今回の契約となったようです。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営状況においても、何ら申し分ありません。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

○議長

ないようですので、質疑を終了しまして、議案第21号の整理番号4番の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致ですので、議案第21号の利用権設定、整理番号4番は原案のとおり承認することに決定をいたしました。入室をお願いします。

(14番委員議場入室)

○議長

それでは続きまして同議案第21号のうち、利用権の設定、整理番号4番以外について担当委員の報告をお願いいたします。

○3番委員

3番です。整理番号1番、2番については、管理人が同一ですので、一括して報告いたします。

4月24日に借り人立会いのもと、推進員とともに、現地調査を行いました。借り人は、主に安納いも、バレイショ、スナップエンドウを作付する国上校区在住の認定農家です。

現地は、海岸から、数100メートル上った山の上に、ありました。

余り条件のよい農地ではありませんが、「冬に霜がおりないのが良い点だ」と借り人が言うておりました。

現在、荒れた農地を重機等で整地しておりました。まだ完全ではないので、来年から作付けをする予定だそうです。

なお、貸し人には電話にて確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

○7番委員

7番です。整理番号3番について、説明をいたします。

4月24日午前6時半、推進委員、借り人の構成員の立会いで現地調査を実施いたしました。現地は住吉能野里地域内にありまして、サトウキビが作付けをされておりました。

借り人は認定農家の法人で、サトウキビを中心に経営拡大を図っている生産者です。農機具類、作業員等を積極的に活用いたしまして、農業生産の拡大を図っており、何ら問題のない生産者と思われれます。

貸し人には、電話で確認をとっております。以上調査の結果、申請のとおり許可相当等と思われれます。以上です。

○12番委員

12番です。整理番号5について報告いたします。

4月22日10時半、借り人立会いで現地調査を行いました。借り人は、安納いも、米、飼料米を生産する現和校区在住の認定農家です。

貸し人は、よそに住んでおり、土地持ち非農家です。田が荒れなければ良いということで、今回の契約となったようです。飼料米を植えたいとのことでした。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分はありません。貸し人とは電話で確認を取りました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

続きまして、整理番号6について報告いたします。

4月22日朝8時半。借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は、安納いもを中心に生産している現和校区在住の農地所有適格法人です。貸し人は土地持ち非農家で借手を探し、今回の契約となったそうです。

畑には、安納いもを植えていました。借り人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。貸し人とは家を訪問して確認を取りました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

続きまして、所有権移転の整理番号1について報告いたします。

4月22日、11時。譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、安納いも、米、飼料米を生産する、現和校区在住の認定農家です。

譲渡人は土地持ち非農家で、病気がちで、大した仕事は出来ません。

2人の家は近所で、この4枚の畑も、譲受人の家の近くにあり、今回の契約となったそうです。畑には、安納いも、野菜をつくりたいとのことでした。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは家を訪問し、確認を取りました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○議長

無いようですので議案第21号のうち、利用権設定整理番号4番以外の採決を行います。議案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第7、議案第22号「西之表市の農業施設等に対する意見書(案)について」を議題といたします。事務局議案の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、意見書案について説明いたします。37ページからとなります。

まずこの意見書は、農業委員会等に関する法律、第38条において、関係行政機

関等に対する、農業委員会の意見の提出が明記されております。

本日、提示している意見書（案）は、3月に説明をさせていただいた文書の誤字脱字を修正しましたが、内容は変わっておりませんので詳細の説明は省略いたします。39ページ以降の意見事項だけ読ませさせていただきます。

まず、1担い手への農地利用の集積集約化について、2遊休農地の発生防止解消について、3新規参入の促進について、4農業生産基盤整備について、5有害鳥獣対策について、6その他農業支援について、7事務局体制についての7つが柱となっております。先月、資料を農業委員の皆さんにお配りしておりましたが、今までのところ、御意見はいただいておりません。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。先月の会の折でしたが皆さん、資料いただいております。ほかに意見がなかったということで、了解したものとして、進めていきたいと思っております。

何か、その後で気づいたことがありましたら挙手でお願いします。

○議長

無いようですので、採決を行いたいと思っております。「西之表市の農業施設等に関する意見書（案）」について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

○議長

ありがとうございました。全会一致ですので、本案は原案のとおり決定をいたしました。後日、私会長と職務代理で市長に意見書を提出いたします。

○議長

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 _____ 印

10番委員 _____ 印

11番委員 _____ 印